

別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、それらの出入口と車椅子使用者部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（17の項に規定する車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

	(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	(1) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。 イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 直接地上へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する出入口を除く。）のうち1以上は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 階段の上端及び下端又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在を警告するために、点状ブロック等（床面等に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別する

	ことができるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ウ 階段、傾斜路等(以下「階段等」という。)の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)
4 階段	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 ア 踊り場を含めて、連続して手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が

	大きいことにより段を容易に識別することができるものとする こと。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない 構造とすること。 オ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場の部分には、視覚 障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。た だし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場 合は、この限りでない。 カ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の 階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りで ない。 キ 踏面及びけあげの寸法は、それぞれ一定とすること。 (2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者 等が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもののほか、次に掲 げるものとする。 ア 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。 イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメ ートル以上とすること。 ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10セ ンチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120 センチメートル以上とすること。 (3) 前号の規定は、6の項に定める要件を満たすエレベーター及びそ の乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高 齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又 はこれに併設する傾 斜路	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者 等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。 ア 手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと

	によりその存在を容易に識別することができるものとする。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 （ア） 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの （イ） 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの （ウ） 直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの （2） 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。 カ 傾斜路の折返し部分には、長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降ロビー	移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。

イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。

ウ 籠の内部については、次に掲げるものとすること。

(ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。

(イ) 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を設置する場合は、この限りでない。

(ウ) 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は、160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子使用者が円滑に利用することができるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止対策を講ずること。

オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。

(ア) 文字等の浮き彫り

(イ) 音による案内

(ウ) 点字及び(ア)又は(イ)に類するもの

カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出

	入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。 ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠の内部又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 ケ 乗降ロビーの制御装置に近接する部分には、点状ブロック等を敷設すること。 コ アからケまでに掲げるもののほか、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号。以下「平成18年国土交通省告示第1492号」という。）第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。 ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号。以下「平成12年建設省告示第1413号」という。）第1第9号に規定するものとする。 イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きを十分に確保すること。
8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上

	げること。 (2) 前号の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。 ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 (ウ) 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けること。 イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。))。 (3) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。))。 (4) 第1号の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造の便所とする。 ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とする。
--	---

	イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 (5) 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。
9 敷地内の通路	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものとすること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上端及び下端には、視覚障害者に対し警告するため、点状ブロック等を敷設すること。点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものとすること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。 エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空

	間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。 エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。 (ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
10 駐車場	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐

車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号。以下「令和6年国土交通省告示第1072号」という。）に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。

ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上

（2）車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。

（3）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

11 標識	移動等円滑化の措置（整備基準等に基づき生活環境の整備を行うことをいう。以下同じ。）がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 表示すべき内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。
12 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、前 2 号の規定は適用しない。
13 案内設備までの経路	(1) 道等から前項第 2 号に規定する設備又は同項第 3 号の案内所までの経路は、そのうち 1 以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める要件を満

	たすものである場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。 ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面等に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。）及び点状ブロック等（以下これらを「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。） a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分
14 浴室及びシャワー室	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。

	イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 出入口は、次に掲げるものとする。 （ア） 幅は、85センチメートル以上とすること。 （イ） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
15 洗面所等	（１） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する洗面所（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合には、次に掲げるものとする。 ア 床面には、段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 次号に定める要件を満たす洗面器又は手洗い器を１以上設けること。 （２） 洗面所以外の場所に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する洗面器又は手洗い器を設ける場合には、次に掲げるものとする（同一の場所に複数設ける場合は、１以上を次に掲げるものとする）。 ア 下部の空間を車椅子を使用した状態で車椅子使用者のひざ及び足先を入れることができるようにする等車椅子使用者等の利用に配慮した構造とすること。 イ 左右にカウンター又は手すりを設けること。
16 更衣室及び脱衣室	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する更衣室及び脱衣室を設ける場合には、次に掲げるものとする。 ア 床面には、段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 必要な場所に手すりを設けること。

17 宿泊施設の客室	(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の全客室数が200以下の場合は当該客室数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全客室数が200を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。 ア 便所は、次に掲げるものとする。 (ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。 a 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 (ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 浴室、シャワー室及び洗面所は、次に掲げるものとする。 (ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造とすること。 a 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 (ウ) 出入口は、アの(ウ)に掲げるものとする。 ウ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に手すりを設けること。
------------	---

エ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に車椅子を回転することができる空間を確保すること。

オ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に非常用押しボタンを設置すること。

カ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。

(3) 一般客室（和室部分を除く。）は、次に掲げるものとする。

ア 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。

ウ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。

(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面

	積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上) とすること。
18 観覧席及び客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) 車椅子利用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200以下の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。 (2) 前号の観覧席又は客席は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして、次に掲げるものとする。 ア 幅は90センチメートル以上とすること イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 ウ 床は、平らとすること。 (3) 集団補聴設備等的高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
19 公共的通路	公共的通路（都市計画法、建築基準法又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「住環境条例」という。）の規定に基づき、建築物内及び当該建築物の敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行の用に供する通路部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。 ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。 (ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、通行に支障がない高さ及び空間を確保するこ

と。

(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

d 勾配は、20分の1を超えないこと。

e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の

差が大きいことにより段を容易に識別することができるもの
とすること。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設け
ない構造とすること。

d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに
段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメ
ートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に
対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以
外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、こ
の限りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26セン
チメートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10
センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、
120センチメートル以上とすること。

イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構
造は、次に掲げるものとすること。

（ア） 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建
築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当
該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメー
トル以上とすること。

（イ） 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件
を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満た
すエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の
自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむ
を得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこ

とによりその存在を容易に識別することができるものとする
こと。

c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

d 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

e 勾配は、12分の1を超えないこと。

f 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設け

	ない構造とすること。 d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。 f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
20 光警報装置	便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上設け、その旨を表示すること。

備考

- この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。）

を設ける場合における道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）（幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗並びに中規模建築物（診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）又は別表第1の1の部9の項公共的施設の欄第1号、10の項及び11の項公共的施設の欄第1号に掲げる建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ200平方メートル以上500平方メートル未満のものをいう。以下この表において同じ。）にあっては、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

(2) 移動等円滑化経路上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 出入口	移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。 イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 階段の上端又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在を警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるもの ウ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、140センチメートル以上（中規模建築物にあっては、90センチメートル以上）とすること。

	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（中規模建築物若しくは主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用者に特に支障をきたす場合を除く。）。 エ 次に掲げる建築物で、（ア）から（ク）までについては床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの、（ケ）については区長が別に定めるものにあつては、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。 （ア） 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） （イ） 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 （ウ） 公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設 （エ） 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 （オ） ホテル、旅館その他これらに類する施設 （カ） 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 （キ） 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 （ク） 展示場又はこれに類する施設 （ケ） 複合施設
4 階段	（1） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 ア 踊り場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

	エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けているものである場合においては、この限りでない。 カ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの（中規模建築物にあっては、アに掲げるものに限る。）とすること。 ア 踊り場に手すりを設けること。 イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。 ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 (3) 前号の規定は、6の項第1号に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことに

よりその存在を容易に識別することができるものとする。

エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

（ア） 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

（イ） 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

（ウ） 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

（エ） 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

（2） 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの（中規模建築物にあっては、エからカまでに掲げるものを除く。）とする。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するもの及び中規模建築物に設けるものにあつては90センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1（中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートル以下のものについては、8分の1）を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

エ 手すりを設けること（前号アに規定する手すりが設けられている場合を除く。）。

オ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。

（3） 道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段

	を設けない経路（以下「宿泊者特定経路」という。）を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 エ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とする。 オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 カ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降ロビー	(1) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠は、利用居室、車椅子利用者用便房（車椅子利用者用客室に設けられるものを除く。）又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とする。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とする。 ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とする。

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。

ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、アからウまで及びオからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。

（ア） 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

（イ） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

コ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、アからケまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。

（ア） 籠の内部に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（イ） 籠の内部及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が円滑に利用することができる位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次のいずれかの方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

	a 文字等の浮き彫り b 音による案内 c 点字及びa又はbに類するもの (ウ) 籠の内部又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	(1) 移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。 ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。 イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きを十分に確保すること。

	(2) 移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーター（平成18年国土交通省告示第1492号第1第2号に規定するエスカレーターをいう。以下同じ。）は、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾(こう)配に応じた踏段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号。以下「平成12年建設省告示第1417号」という。）第1ただし書に規定するものとする。
8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 次に掲げる建築物における前号の便所は、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 ア 病院又は診療所（入院施設のあるものに限る。） イ 診療所（入院施設のないものに限る。）のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの ウ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 エ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 オ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 カ 学校その他これらに類する施設又は幼稚園 キ 車両の停留所又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ク 自動車の停車のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）うち床面積の合計が500平方メートル以上のもの ケ 公衆便所のうち床面積の合計が50平方メートル以上のもの コ 区民会館、区民センター又は区立地区会館

サ 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設等（すべての集会室の面積が200平方メートル以下のものに限る。）

シ 集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

ス 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの

セ 飲食店のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの

ソ 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの

タ ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

チ 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

ツ 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設

テ 展示場又はこれに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

ト 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

ナ 料理店のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

ニ 複合施設のうち、床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

ヌ 共同住宅のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等がある階に限る。）

(3) 前号の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未

満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000平方メートルに達するごとに1以上）。

ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

（ア） 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。

（イ） 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

（4） 前号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。

ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

（ア） 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。

（イ） 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる建築物で（ア）から（サ）までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、（シ）から（タ）までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、（チ）については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、（ツ）については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

（ア） 病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設

（イ） 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

- (ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設
 - (エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設
 - (オ) 学校
 - (カ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設
(1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)
 - (キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - (ク) 飲食店
 - (ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - (コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
 - (サ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
 - (シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設
 - (ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設
 - (セ) 展示場又はこれに類する施設
 - (ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設
 - (タ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設
(1の集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)
 - (チ) 地下街又はこれに類する施設
 - (ツ) 複合施設
- エ 前号ウに掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。))。
- (5) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。))。

	(6) 第1号の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 (7) 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。
9 敷地内の通路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものとすること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものとすること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。

	エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、140センチメートル以上（中規模建築物にあっては、90センチメートル以上）とする。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。 エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するもの及び中規模建築物に設けるものにあつては90センチメートル以上とする。 (イ) 勾配は、20分の1（中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものは12分の1、当該高さが16センチメートル以下のものは8分の1）を超えないこと。 (ウ) 手すりを設けること。 (エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。ただし、中規模建築物にあっては、この限りでない。
10 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置に

	より自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。 (4) 中規模建築物にあっては、前3号の規定は適用しない。
11 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は

	車椅子使用者用駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 表示すべき内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。
12 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、前 2 号の規定は適用しない。
13 案内設備までの経路	(1) 道等から前項第 2 号に規定する設備又は同項第 3 号の案内所までの経路（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち 1 以上を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ア 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める要件を満たすものである場合 イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供す

	る施設に設けるものである場合 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。 ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内においては、この限りでない。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。） a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分
14 浴室及びシャワー室	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 出入口は、次に掲げるものとする。

	(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
15 宿泊施設の客室	(1) 宿泊施設には、当該宿泊施設の全客室数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上設けること。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。 ア 便所は、次に掲げるものとする。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。 a 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。 b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 (イ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 浴室及びシャワー室は、次に掲げるものとする。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件を満たす浴室及びシャワー室が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に

掲げる構造とすること。

a 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。

b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

(イ) 出入口は、アの(イ)に掲げるものとする。

(3) 一般客室は、次に掲げるものとする。

ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

イ 一般客室（和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。）の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。

エ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に依り、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。

(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当

	該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。 カ その宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「そのホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。 キ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。
16 観覧席及び客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 ア 車椅子使用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が400以下の場合は2以上、全席数が400を超える場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上設けること。 イ アの観覧席又は客席は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 (ウ) 床は、平らとすること。 ウ 集団補聴設備等的高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
17 公共的通路	公共的通路の1以上は、次に掲げるものとする。 ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。 (ア) 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画法、建築基準

法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、通行に支障がない高さ及び空間を確保すること。

(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

d 勾配は、20分の1を超えないこと。

e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

ること。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。

（ア） 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

（イ） 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

- c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。
 - d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - e 勾配は、12分の1を超えないこと。
 - f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
 - h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。
- (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
- a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
 - b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。
 - c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル

	ル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。 f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 g 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅(10センチメートルを限度とする。))は、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
--	---

備考

- 1 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。